

I 地域・職域連携支援検討会の活動状況

1 地域・職域連携支援検討会の経緯

平成17年度から、都道府県及び2次医療圏を単位とした地域・職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）が設置され、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのために社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等、地域・職域連携推進事業（以下、「連携事業」という。）が実施されている。

協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等に当たり、平成17年度「地域・職域連携支援検討会」では、検討会構成員が都道府県等の協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の支援（以下、「現地支援」という。）を行った。その結果を踏まえ、平成18年6月に地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂を行ったところである。平成18年度、更なる本事業の全国的な展開を進めていくことが必要であることから、「地域・職域連携支援検討会」を開催し、現地支援等を実施したところである。

本検討会は平成18年6月から平成19年3月までに合計5回開催し、現地支援は19か所で実施された。

2 地域・職域連携支援検討会の目的

「地域・職域連携支援検討会」は、平成18年度に実施される都道府県及び2次医療圏を単位とした連携事業の円滑な実施を図り、それぞれの地域特性を考慮した地域保健と職域保健の連携をより実効性のあるものとなるように支援するために開催する検討会である。

本検討会の事業内容は、次の2点である。

- (1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂に関する検討
- (2) 「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する検討会構成員による支援

3 地域・職域連携支援検討会の活動内容

(1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂

平成17年度の都道府県への現地支援報告等を受けて、平成18年度の検討会において、ガイドラインの改訂について検討し、主に都道府県協議会及び2次医療圏協議会の役割や運営、保険者協議会との連携等について追加し、平成18年6月にガイドライン改訂版を策定した。

さらに、平成18年度の都道府県等への現地支援報告等を受けて、ガイドラインの再改訂を行った。

(2) 検討会構成員による協議会の設置及び運営に対する現地支援について

平成17年度に協議会を設置した都道府県等と平成18年度に協議会の設置を予定している都道府県等のうち、検討会構成員による現地支援が未実施の都道府県等に構成員各2名を派遣した。

構成員は、協議会もしくは協議会立ち上げのための準備会議等に参加し、円滑な連携事業の実施に向けて、表1・表2のとおり平成18年7月から平成19年3月までに合計19か所への現地支援を実施した。